データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
018	01761	福祉事務所コード	入学準備金情報	○	○	X	6			必須	福祉事務所を一意に指定するコード		○
018	01762	ケース番号	入学準備金情報	○	○	X	10			必須	生活保護ケースの管理番号		○
018	01763	員番号	入学準備金情報	○	○	9	3			必須	同一ケース内で個人を特定する番号		○
018	01764	入学準備金情報履歴番号	入学準備金情報	○		9	10			必須	入学準備金情報を履歴管理するための番号	データの発生順にカウントアップ	○
018	01765	最新フラグ	入学準備金情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		○
018	01766	宛名番号	入学準備金情報		○	X	15			任意	対象者を自治体内において、個人を一意に識別する番号		○
018	01767	申請年月日	入学準備金情報			DATE	10			任意	対象者の給付金申し込み年月日		○
018	01768	決定年月日	入学準備金情報			DATE	10			任意	認定を決定した年月日		○
018	01769	支給年月日	入学準備金情報			DATE	10			任意	入学準備金の支給年月日		○
018	01770	決定額	入学準備金情報			S9	16			任意	入学準備金の決定額		○
018	01771	支給額	入学準備金情報			S9	13			任意	入学準備金の支給額		○
018	01772	削除フラグ	入学準備金情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ(0:未削除、1:削除済)		○
018	01773	操作者ID	入学準備金情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		○
018	01774	操作年月日	入学準備金情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		○
018	01775	操作時刻	入学準備金情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		○

備考
１　別表第１の備考１から３までの規定は、この表の適用について準用する。
２　データ項目ID01800595、01800596、01800602、01800603、01800606、01800615、01800624、01800625、01800627、01800631、01800632、01800633、01800634、01800698、01800701、01800703、01800704、01800705、01800706、01800717、01800723及び01801212の項のコードの欄に定めるコードは、別表第３付表第１に定める。
３　データ項目ID01801035、01801038、01801039、01801723、01801105、01801116、01801118、01801119の項のコードの欄に定めるコードは、別表第14付表第１に定める。
４　データ項目ID01800735、01800739、01801586、01800745、01800753、01800754、01800755、01800756、01800765、01800766、01800767、01800768、01800774、01800784、01800786、01800795、01800797、01800804、01800805、01800806、01800808、01800817、01800822、01800823、01800824、01800825、01801370、01800851、01800861、01800903、01800909、01800918、018新規追加２３、018新規追加２４、018新規追加２５及び018新規追加２６の項のコードの欄に定めるコードは、別表第21付表第１に定める。
５　データ項目ID01801269、01800160、01800161、01801270、01801019、01801020、01801556、01801560及び01801562の項のコードの欄に定めるコードは、別表第24付表第１に定める。
６　データ項目ID01800968、01800969、01800973及び01800974の項のコードの欄に定めるコードは、別表第29付表第１に定める。
７　データ項目ID01800991の項のコードの欄に定めるコードは、別表第31付表第１に定める。
８　データ項目ID01801211、01801433及び01801436の項のコードの欄に定めるコードは、住登外者宛名番号管理機能に係る項目定義（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第10号）第２条第４号に規定する項目定義をいう。以下この表において同じ。）に定める。
９　データ項目ID01801435の項のコードの欄に定めるコードは、団体内統合宛名機能に係る項目定義に定める。